

介護予防支援事業等の委託について

介護予防支援事業者である、あんしんケアセンターは、介護予防支援事業等のうち、一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとされています。

委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、あんしんケアセンター等運営部会の承認を経ることとしていることから、委託先の居宅介護支援事業者について報告をさせていただきます。

1 根拠等

- (1) 介護保険法第 115 条の 23 第 3 項、介護保険法第 115 条の 47 第 5 項
- (2) 地域包括支援センターの設置運営について（平成 28 年 1 月 19 日一部改正
厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）

2 承認を求める事業所

平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日時点までに、あんしんケアセンターが介護予防支援事業等を委託した、市内・市外の居宅介護支援事業者。

3 委託での留意点

- (1) 委託にあたっては、適切かつ効率的に介護予防支援事業等が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (2) 委託する居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する居宅介護支援事業者であること。
- (3) 介護予防支援事業等を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の居宅介護支援事業所者に偏らないこと。
- (4) 介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、アセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- (5) 介護予防支援に係る責任主体は、介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の居宅介護支援事業者が介護予防サービス・支援計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。また、委託先の居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の介護予防支援の方針等を決定すること。
- (6) 委託料については、介護予防サービス・支援計画費、居宅介護支援事業者への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、あんしんケアセンターが居宅介護支援事業所との契約において設定すること。